平成２３年（フ）第２５９号
東京都新宿区新宿６－２－14コーポテイセキＢ402太田耕市方、住民票上の住所埼玉県川越市大字南田島905番地３
破産者　石坂　和秀
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４１４号
埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘２丁目８番４号
破産者　スズキカラー株式会社
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５８０号
埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目５番７号
破産者　株式会社ユー・コーヒー埼玉
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１９１号
千葉県八街市山田台650番地９
破産者　淺野みち子
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第１８９３４号
東京都葛飾区金町６丁目７―11―1004
破産者　小川　永子
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６２３１号
東京都足立区南花畑１丁目６番７号
破産者　株式会社マルヒデ
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１５号
岐阜県土岐市駄知町805番地
破産者　有限会社イサム土建
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１１６号
岐阜県土岐市泉町久尻47番地の22　メゾンアイビス405号、従前の住所岐阜県土岐市駄知町805番地
破産者　千村　聖治
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第６５６号
静岡県島田市南２丁目18番14号
破産者　株式会社東長静岡
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６９０号
静岡県島田市南２丁目25番１号
破産者　杉村商事株式会社
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２５号
静岡市葵区川合３丁目12番５号
破産者　株式会社リッコー
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１号
静岡県富士市久沢807番地
破産者　司産業有限会社
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１１３号
静岡県富士宮市小泉2179番地の２　フローリッシュ若宮102、前住所静岡県富士宮市小泉2232番地の33、前々住所静岡県富士市松岡44番地の６
破産者　寺岡　克己（旧姓熊谷）
1　決定年月日　平成23年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第１１４号
山形市明神前19番地
破産者　株式会社鈴木組
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９５９号
横浜市港北区新横浜２丁目14番地８オフィス新横浜801
破産者　株式会社横浜樹脂コート
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０１４号
横浜市金沢区柴町377番地５　Ｓａｉｔａ101号、商業登記簿上の本店所在地横浜市磯子区栗木３丁目19番10号
破産者　有限会社スペース・アーツ
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７１号
石川県河北郡津幡町字杉瀬イ160番地１
破産者　有限会社三和建築工業
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第９２号
石川県加賀市小塩辻町ケ50番地１
破産者　株式会社関急送
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２３年（フ）第３５１号
岐阜市中鵜２丁目27番地６
破産者　小野木商店こと　小野木貴英
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第４２３号
静岡県浜松市中区小豆餅３丁目32番９号
破産者　株式会社セーブ
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第２００号
愛媛県松山市北土居２丁目10番２号
破産者　有限会社モンローウォーク
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３３５号
愛媛県松山市南江戸４丁目５番８号
破産者　有限会社三共
1　決定年月日　平成23年11月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部